

守ってきたい わがまちの 景観と人々

第17回 (担当: 阿蘇市)

景観形成によるまちづくり ～一の宮前町商店街を事例に～

水基めぐりや食べ歩きなどで一躍阿蘇観光の人気スポットとなった一の宮前町商店街。15年程前までは、新聞に「消えゆく灯」と書かれ、客足が遠のいていく商店街が、現在のように活気に満ちた姿へと再生・発展するまでには、住民や企業も含めた地域ぐるみの「まちづくり」が大きな役割を果たしました。

中でも、「まちづくり」を考えるにあたっては、地域の歴史や文化と調和した一体的な景観整備を目指し、湧水を利用した水基の設置、植栽や建築物の修景(形・大きさ・色等を周囲と調和させること)などに心がけました。

一の宮前町商店街は、阿蘇カールデラの恵みである湧水を巧みに利用していることや、阿蘇火山信仰を司る阿蘇神社の門前町として良好な街並みを形成していることなどから、阿蘇の自然と人々が作り上げた「阿蘇の文化的景観」の一つであると言えます。

阿蘇市では、こういった「阿蘇の文化的景観」の価値・魅力を発見・共有し、それらを維持・継承・改善していくために、景観計画・景観条例の策定を進めています。



熊本県の景観計画・景観条例についてはこちら

世界遺産「ほれ話

景観計画・景観条例について

Vol.8

今回は、阿蘇郡市の7市町村が策定を進めている景観計画・景観条例についてお伝えします。熊本県では、昭和62年に県内全域を対象に景観計画・景観条例を策定し、良好な景観の形成に努めてきたところですが、今回各市町村が策定する計画・条例は、これまでの取り組みに加え、「阿蘇の文化的景観」について保全・改善していくことを目的としたものです。

景観計画・景観条例の策定により、地域の方々に新たな負担や規制を強いることはほとんどありません。行政と地域が話し合い、より良い形での「まちづくり」を行っていただけるように、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

熊本県 景観計画 検索

(お問い合わせ)

県企画振興部 文化・世界遺産推進室 Tel.096(333)2153

県世界遺産登録推進ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/site/sekaisan/>

◆次回のリレーコラムは、南小国町が担当します。

野焼き・輪地切り 支援ボランティア 初心者研修会参加者募集

阿蘇千年の草原を守る「野焼き支援ボランティア活動」に参加するための初心者研修会です。阿蘇の草原についての講習会・火消し棒づくり、実際の野焼き体験を行います。この研修会を受けた人のみ、財団の「野焼き支援ボランティア」として野焼き支援活動に参加できます。

■第1回 2月8日(土)・9日(日)

■第2回 2月15日(土)・16日(日)

※どちらか1回受講してください。

■応募資格 高校生以上で作業に参加可能な人(山歩きが可能な健康な人)

■参加費 1人1,500円

■申し込み 申込書に記入のうえ、FAXまたは郵送してください。

■インターネットからも申し込みできます。

■締め切り 各日程の10日前

お問い合わせ

阿蘇グリーンストック

Tel.0967(35)11110

FAX.0967(35)1151



Vol.13

【お問い合わせ】
南阿蘇消費者相談室
Tel.(67)1111

このコーナーを始めてから一年が経ちました。いろいろな消費生活問題を伝えることで、南阿蘇消費者相談室をより身近に感じてもらえたら幸いです。これはおかし「ぞ」と感じたとき、騙されたと感じたとき、借金で困ったときなど、日常生活の中で起こりうる問題について、南阿蘇消費者相談室が解決に向けて一緒に考えていきます。

昨年の4月からは、高森町とも連携して、月曜日と水曜日は高森町の相談室も利用できるようになりました。これまでに4人が高森町の相談室を利用されています。顔見知りの職員がいるからと相談をためらった場合は、どうぞ高森町の相談室もお気軽にご利用ください。

最近では、エステの強引な勧誘による契約トラブルが発生しています。ある女子大生は、エステ体験だけのつもりが断ることができず、30万円超の契約を結んでしまいました。しかし、契約から8日以内に相談したので、クーリング・オフ(無条件契約解除)することができました。早めの相談が肝心です。

消費者相談日

(久木野庁舎)
午前10時～午後3時

2月

4日(火) 6日(木)
25日(火) 13日(木)
27日(木)

※11日(火)、18日(火)、
20日(木)はお休みです。